

(農業振興普及部・農業普及所・森林林業部・林業指導所)

5 農支 1 8 3 号
令和 5 年 4 月 6 日

各農林事務所長 様

農林水産部長

令和 5 年度ふくしま県 G A P 認証委員会の開催日程について (通知)

このことについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

なお、申請は随時受け付けますが、各回における申請の受付期限を設けますので配慮願います。

記

1 開催日程

第 1 回 令和 5 年 7 月上旬

新規申請の審査対象：令和 5 年 4 月 2 8 日到着分まで

第 2 回 令和 5 年 1 0 月上旬

新規申請の審査対象：令和 5 年 7 月 3 1 日到着分まで

第 3 回 令和 5 年 1 2 月下旬

新規申請の審査対象：令和 5 年 1 0 月 3 1 日到着分まで

第 4 回 令和 6 年 3 月中旬

新規申請の審査対象：令和 5 年 1 2 月 2 2 日到着分まで

※ 申請は随時受付

※ 更新審査の審査時期については別紙参照。

2 認証申請送付先

(1) 農業者等からの申請先

各農林事務所

(2) 農林事務所からの提出先

環境保全農業課 F G A P 担当宛

3 その他

(1) F G A P 2 0 1 7 での申請 (新規・更新) は令和 5 年 1 2 月 1 4 日までです。

(2) 年度末の審査は混み合いますので、現地審査のスケジュール分散に協力願います。

(事務担当 環境保全農業課 主査 齋藤 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 4 2)

別紙

更新対象者の審査時期について

1 更新審査の流れ

更新申請は以下とおり変更の有無によって、審査の流れが異なります。

認証区分	(通常) 認証		追加認証	
品目の変更、ほ場の変更、 委員長が必要と判断する変更	変更あり	変更なし	変更あり	変更なし
審査	現地審査		書面審査 (関係書類から審査が可能な場合)	
協議	認証委員会	書面協議		

(実施要綱第6条, 認証委員会設置要領第4条)

2 更新申請書の提出期限

令和4年度の要綱改正により「有効期限の12か月前から6か月前まで」(ふくしま県GAP認証制度実施要綱第12条の2)に提出することとなっています。管内の認証取得者の有効期限を確認し、提出が遅れないように指導・準備をお願いします。